

福岡県沿岸漁業改善資金貸付基準

昭和五十五年一月二十六日
福岡県告示第百十二号

第一 経営等改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
一 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。以下同じ。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が二十人以下であるものに限る。以下同じ。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第四条第一項の認定を受けた中小企業者であって同条第二項第二号ハに規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第一項の認定を受けた促進事業者であって同条第四項第三号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）
二 漁ろう作業省力化機器等設置資金	一と同じ
三 補機関等駆動機器等設置資金	一と同じ
四 燃料油消費節減機器等設置資金	一と同じ
五 新養殖技術導入資金	一と同じ
六 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体、沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社、認定中小企業者及び促進事業者
七 環境対応型養殖業推進資金	六と同じ
八 乗組員安全機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体及び沿岸漁業を営む会社
九 救命消防設備購入資金	八と同じ
十 漁船転覆防止機器等設置資金	八と同じ
十一 漁船衝突防止機器等購入等資金	八と同じ
十二 漁具損壊防止機器等購入資金	八と同じ
十三 のり処理用水改善機器等設置資金	八と同じ

第二 生活改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
一 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従事者
二 住居利用方式改善資金	一と同じ
三 婦人・高齢者活動資金	沿岸漁業の従事者の組織する団体

第三 青年漁業者等養成確保資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
一 研修教育資金	青年漁業者（おおむね十八歳以上四十歳未満のものに限る。以下同じ。）、沿岸漁業労働従事者（おおむね十八歳以上五十歳未満の者に限る。）、沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者、その他の漁業を担うべき者
二 高度経営技術習得資金	青年漁業者、青年漁業者の組織する団体
三 漁業経営開始資金	二と同じ

第四 貸付申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日

	貸付申請書の提出期日	貸付金の貸付決定期日
第一回	六月十日	七月十五日
第二回	十月十日	十一月十五日
第三回	一月十日	二月十五日